

ミナクールにおけるチケット等代行販売 規定

1. 目的

千歳市内で開催される市民団体主催のイベント等について、チケット等の代行販売を行うことを通し市民活動の活性化を図る。

2. 対象事業の範囲

- (1) 千歳市内で活動する市民活動団体が主催する事業であって、下記の事項に該当するもの。
 - 公共の福祉、教育、文化等の向上に寄与する活動
 - 政治・宗教・営利を目的としない活動
 - 公序良俗に反しない活動
- (2) 事業の実施に関することは申込者が一切の責任をもって行うこと。
- (3) ミナクール運営者および関係部署が適当でないと判断した場合には、取扱いをしない場合がある。

3. 取扱い手数料

取扱い手数料は無料とする。

4. 取扱い申込について

- (1) 取扱い開始希望日の一週間前までに申込をすること。
- (2) 提出書類
 - チケット等代行販売申込書（ミナクール受付、Webにて配布）
 - 対象事業の概要がわかる書類（収支予算書および企画書またはリーフレット）
 - 団体の概要がわかる書類※（会則・年間事業計画など）

※ミナクール登録団体、社会教育関係団体、市民公益活動団体に登録済みの場合は不要。

5. 宣伝・告知用素材への記載について

- (1) ミナクールの施設名称の使用については、事業に係るチケット等の取扱所としてのみ使用すること。
- (2) リーフレット・ポスター等に取扱所としてミナクールを記載する場合は、事前にミナクールへ相談し承諾を得ること。

6. チケット等の取り扱い

- (1) 代行販売承諾後、取扱い希望日までにチケットをミナクールへ持参すること。
なお、準備の都合等で取扱い日を変更する場合はミナクールへ連絡すること。
- (2) 持込時に、持込者・ミナクール双方で預かり枚数を確認すること。
- (3) ミナクールは販売した数量・金額を台帳に記入し、販売代金を管理する。

7. 精算

事業終了後一週間以内に精算をすること。やむを得ず、精算が遅れる場合は、その旨ミナクールへ連絡すること。

8. 取扱いの中止および変更

- (1) 当該事業に中止または変更が発生した場合は、速やかにミナクールへ連絡し、取扱い中止または取扱内容の変更をすること。
- (2) 事業の中止または変更に伴い発生する払戻等の対応については申込者が行う。
- (3) 申込内容について、虚偽または事実と反すると認められた場合は取り扱いを中止する。

9. その他

上記以外の事柄については、申込者およびミナクール運営者で協議のうえ対応する。